二十四　令和五年総務省告示第二百二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］ 2　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	［1　同左］ 2　［同左］
伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） 区分 伝搬障害防止区域の範囲	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） 伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　略］	［1～4　同左］
5　(1)　大阪府大阪市中央区大手前3－1－41　(111.10) (2)　和歌山県紀の川市切畑字葛城969―424　(865.30)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度38分51秒東経135度30分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度38分30秒東経135度30分33秒の地点と北緯34度38分00秒東経135度30分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	5　(1)　大阪府大阪市中央区大手前3－1－41　(111.10) (2)　和歌山県紀の川市切畑字葛城969―424　(867.00)	北緯34度41分01秒東経135度31分09秒の地点と北緯34度38分51秒東経135度30分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度38分30秒東経135度30分33秒の地点と北緯34度38分00秒東経135度30分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百三十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、令和四年総務省告示第二十四号（水底線路の保護区域を指定する等の件）は廃止し、昭和五十八年郵政省告示第五百四十号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第三号に係る水底線路の保護区域の指定は解除する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

第一号

一　敷設区間

大島～利島間

（大島側）東京都大島町元町二丁目二〇番三一号地先

（利島側）東京都利島村二四三九地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

第二号

一　敷設区間

利島～新島間

（利島側）東京都利島村二四三九地先

（新島側）東京都新島村字黒根二三番

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

第三号

一　敷設区間

大島側分岐～新島側分岐間

（大島側）北緯三四度三七分一五秒一、東経一三九度一九分五六秒七

（新島側）北緯三四度三〇分一八秒四、東経一三九度一三分四九秒八

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり

第四号

一　敷設区間

庵治～大島間

（庵治側）香川県高松市庵治町字荒浜六〇二九番二

（大島側）香川県高松市庵治町六〇三四番地の一

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図①のとおり